

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設の導入等を地方と連携して支援**とともに、**就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付**、**地域における農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、**就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の全体像＞

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設の導入等を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域計画の策定により明らかになった**受け手のいない農地**に新規就農者を**誘致**するための**体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

【令和7年度補正予算】新規就農者確保緊急円滑化対策

新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援するとともに、就農前後の資金の交付、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備及び農業の魅力発信の取組による人材の呼び込みを支援します。

（関連事業）地域農業構造転換支援対策

- ① 認定新規就農者(65歳未満)に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。（新規就農者チャレンジ事業）
- ② 担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援します。（スマート農業研修教育環境整備事業）

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：国費上限500百万円（2①の交付対象者は上限250百万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2（例）国1/2,都道府県1/4,本人1/4）

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600百万円）〕



2. 資金面の支援

① 経営開始資金

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：13.75百万円/月(165百万円/年)×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：13.75百万円/月(165百万円/年)×最長2年間

補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

① 農地の受け手確保に向けた新規就農者 誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制の整備
効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- ・研修農場の整備
実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備

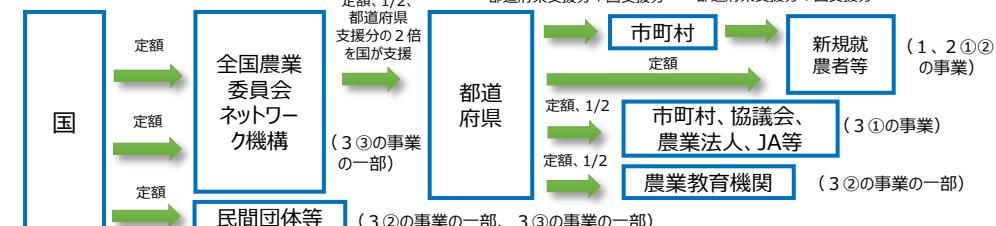
② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における取組
農業機械・設備等の導入、教育カリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修 等

③ 農業人材確保推進事業

- ・就農相談会の開催等

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

<対策のポイント>

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設の導入等を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

就農後の経営発展のために、都道府県が**新規就農者の初期投資の取組**に
対して支援する場合、**都道府県支援分の2倍を国が支援**します。

※取組計画に応じた事業採択方式

<通常枠>

対象者：**49歳以下の認定新規就農者**

支援内容：**機械・施設等の導入**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

支援額：**国費上限500万円**（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）

補助率：国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

<特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

対象者：**49歳以下の認定新規就農者、認定農業者**

支援内容：① **機械・施設等の修繕・移設・撤去等**の経営資源の有効利用や、**法人化、専門家活用**等の円滑な経営移譲に向けた取組

② **機械・施設等の導入**

支援額：**国費上限600万円**（①と②の合計）

補助率：① 国の補助上限1/3

② 国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国 +

都道府県

新規就農者の確保目標やサポート内容等を定めた方針を作成

市町村（取組主体）

事業計画の作成への助言及び指導、助成金の交付 等

新規就農者



主な交付要件：

<通常枠>

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること（令和7年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で**生計が成り立つ実現可能な計画**であること
※ 親元就農者の場合は、**継承する農業経営に従事してから5年以内に継承**し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 **目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること

<特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

- 1 **将来像が明確化された地域計画**※若しくは**目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画**に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
※地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域
- 2 **令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人**であること
- 3 青色申告を行うこと
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること
- 5 経営開始資金との併用は不可

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

＜対策のポイント＞

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に資金を交付

交付対象者：就農予定時に**49歳以下の者**

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）** ^{注1} を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

＜主な交付要件＞

- 1 **独立・自営就農**^{※1}、**雇用就農**又は**親元就農**^{※2}を目指すこと
- ※ 1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
- ※ 2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等^{注2}で概ね**1年以上**かつ概ね**年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

- ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合

- ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

＜事業の流れ＞



経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に資金を交付

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下の者**

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）** ^{注1} を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

＜主な交付要件＞

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合

- ・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年毎等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

令和8年度予算概算決定額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数

<対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、**地域の関係機関による誘致体制の整備**や、技術習得のための**研修農場の整備**、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一體的に支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

〔研修農場の整備又は農地整備等関連事業と併せて実施する場合：定額、上限300万円/地区
上記以外の場合：定額、上限200万円/地区〕

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う**研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援**します。（1/2以内）

(農地整備等関連事業)

・遊休農地解消対策事業

目標地図において受け手が位置付けられていない**遊休農地**について、農地バンク等による簡易な整備を支援

・基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善への支援等

3. (関連事業)【令和7年度補正予算】

地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業

○スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備やそのための体制整備を支援

【補助率：体制整備 定額（上限300万円／地区）、研修農場の整備1/2以内】

○就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援

【補助率：定額（補助上限7,000万円／地区）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規就農者の誘致体制の整備

(複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築)

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

〔※「新規就農者参入促進計画」を作成
・地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載〕

(誘致の実践)

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

(就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施)

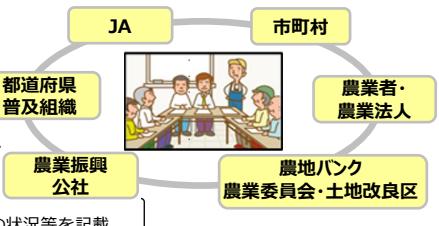
- ・短期農業研修の実施
- ・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等を実施

研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備

令和7年度補正予算

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。



いずれも実施する場合は優先的に採択

研修農場の用に供する農地又は就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

＜対策のポイント＞

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等における教育カリキュラムの強化やそれに必要となる農業機械・設備の導入、先進農業者との連携による現場実習の実施、就農コーディネーターの設置等を支援します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引き上げ

＜事業の内容＞

1. 全国事業

民間団体による国際的な農業人材育成のための取組（定額）を支援します。

2. 都道府県事業

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等で行う農業教育の高度化・充実、農業法人とのマッチングや関係機関との連携による就農対策を支援します。

＜取組例＞

- ①教育カリキュラムの強化（定額）
- ②研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）（1/2以内）
- ③就農コーディネーターの設置や現場実習や出前授業等の実施（定額）

※国費上限：2,000万円／道、1,500万円／都道府県

3. 【令和7年度補正予算】

（1）新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

- ①教育高度化に必要な農業用機械・設備の導入を支援 【補助率：1/2以内】
- ②技術習得等に必要となる研修施設等の整備を支援 【補助率：1/2以内】
- ③有機農業専攻・科目的設置や有機JAS認証の取得に向けた取組を支援 【補助率：定額（補助上限1,500万円／都道府県）】

（関連事業）

（2）地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業

- ①農業大学校・農業高校等におけるスマート農業機械・設備等の導入、無線LAN等のICT環境の整備を支援 【補助率：1/2以内】
- ②スマート農業のカリキュラム強化等を支援 ※①を実施する場合に限る。【補助率：定額】
- ③営農類型に即した体系的なスマート農業技術のリ・スキリングモデルの創出を支援 【補助率：定額（補助上限1,500万円／都道府県）】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

全国段階

世界を相手に活躍できる人材等を育成できるよう、海外農業研修を実施



都道府県段階

農業大学校、農業高校における教育の高度化・充実

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画を作成

○○県農業教育高度化プラン

- 1.地域の課題
- 2.農業教育の目的
- 3.目標
- 4.農業教育機関の役割分担
- 5.農業教育の高度化に必要な取組
 - ・スマート農業のカリキュラム強化
 - ・研修用機械・設備の導入、施設整備
 - ・先進農業者による出前授業 等



グリーン教育の推進

有機農業専攻・科目的設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援

（取組例）

- ・有機実習は場の設置
- ・研修用機械・設備の導入
- ・指導者の確保・育成
- ・教育コンテンツの作成
- ・有機JAS講習会の受講 等



現役農業者のリ・スキリング

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費を支援。

【例】耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



＜対策のポイント＞

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催等**の取組を支援します。また、農業に関心のある層に向けた職業としての農業の魅力を伝え就農意欲を喚起する取組を支援します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

1. 新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約した
ポータルサイト「農業をはじめる.JP」による就農希望者への**情報発信**を支援します。

また、**全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、
経営発展を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

2. 就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

【令和7年度補正予算】

3. 新規就農者実態調査

就農後順調な経営発展を実現している経営体に共通する成功要素を抽出し、
育成すべき新規就農者像を明らかにするための調査を実施。

4. 職業としての農業の魅力発信支援

大学農学部の学生等の農業関心層に対する**職業としての農業の魅力発信、他産業との連携**に向けた**プラットフォーム形成**の取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

国

定額
定額、委託

全国農業委員会
ネットワーク機構

(1の事業)

民間団体

(2, 3, 4の事業)

＜事業イメージ＞

新規就農相談・情報発信

- ・全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信
- ・全国データベースの管理・運営



全国データベースの
管理、運営

就農相談会実施

- ・東京・大阪での就農相談会
(新・農業人フェア) の開催



新規就農者実態調査

- ・対象の経営体に共通する成功要素（スキル、資金、技術、装備、就農前の教育状況 等）を調査
- ・有識者による検討を経て調査報告を取りまとめ、
育成すべき新規就農者像を明確化



職業としての農業の魅力発信

- ・農業の魅力を伝える講義、ロールモデル
農業者による情報発信等を支援
- ・スポーツ界など他産業との連携に向け、
官民横断でプラットフォームを形成し、
新たなロールモデル農業者を発掘・輩出

